

「2014年 新合格講座 演習 厚生年金保険法」から
第46回社労士試験【選択式】厚年法 空欄Cの出題が**的中**しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU14309 p.1]

<新合格演習 年金法 第5回 問1-B>

- 1 障害手当金は、疾病にかかり、又は負傷し、その傷病に係る において被保険者であった者が、保険料納付要件を満たしており、かつ、当該 から起算して する日までの間におけるその傷病の において、その傷病により政令で定める程度の障害の状態にある場合に、その者に支給する。

(解答 → ⑥5年を経過)

本試験出題はこうでした！

第46回 社労士試験 問題
【選択式】 厚生年金保険法 【空欄C】

- 2 障害手当金は、疾病にかかり、又は負傷し、その傷病に係る初診日において被保険者であった者が、当該初診日から起算して を経過する日までの間におけるその傷病の治った日において、その傷病により政令で定める程度の障害の状態にある場合に、その者に支給する。

(解答 → ⑧5年)

的中!